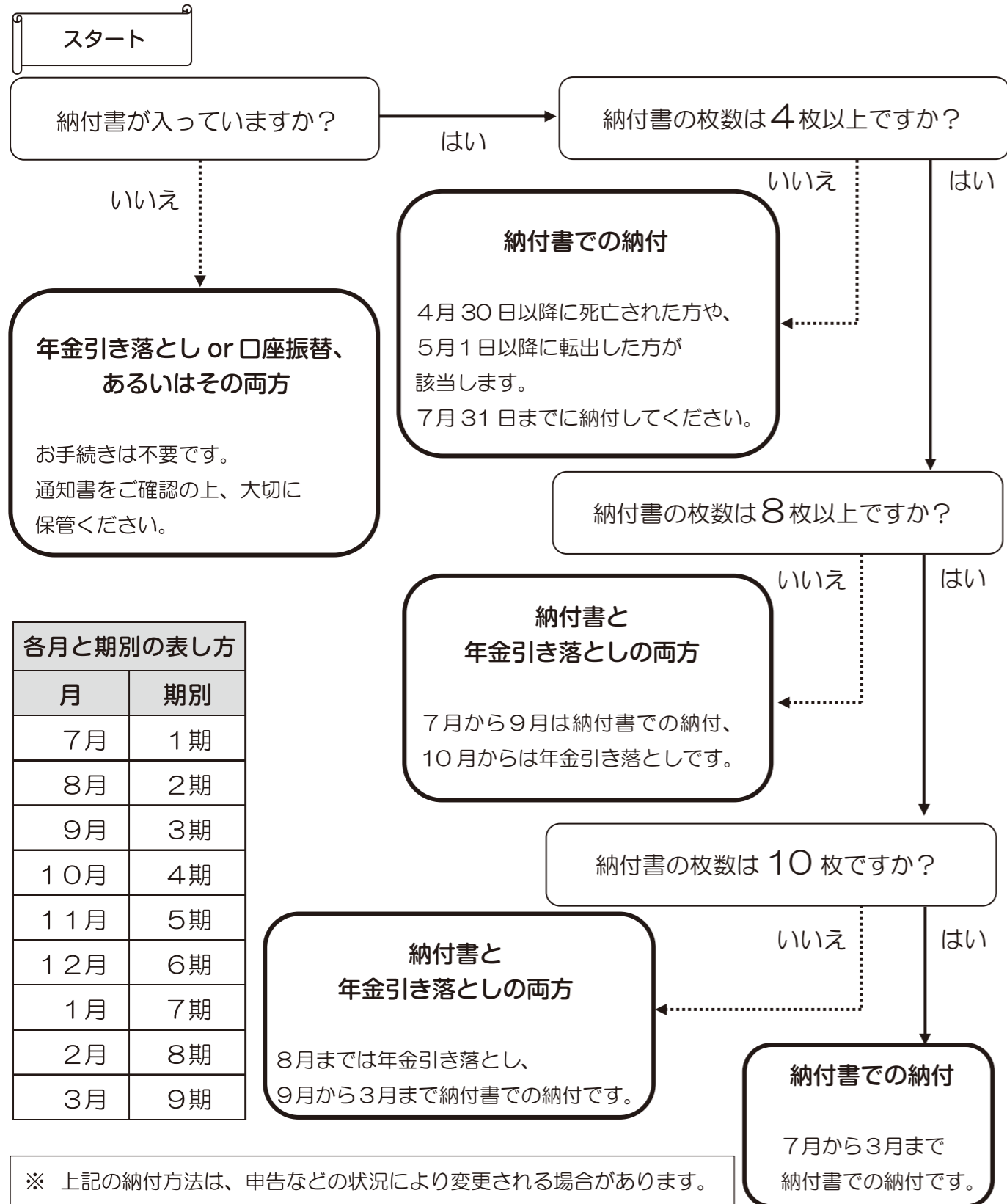


令和8年度より「一括納付書」を同封しています。

- 納付書が4枚以上同封されている場合、1枚目にあたる納付書は一括納付用です。まとめて納付を希望される方は、一括納付書をご使用ください。
- 一括用と各期別用をまとめて納付すると、納めすぎが発生しますのでご注意ください。
- 口座振替による一括振替はできません。

## 後期高齢者医療保険料の納付方法を確認してみましょう！



## 後期高齢者医療制度

# 令和8年度 保険料額決定のお知らせ

令和8年4月から令和9年3月までの保険料が決まりましたので、お知らせします。

保険料の納付方法については、4ページ目をご確認ください。

### 資格を喪失されている方の保険料について

(4月30日以降に死亡された方や5月1日以降に転出された方などが対象)

保険料は、令和8年4月からの加入月数分で計算を行い、決定しています。納付書が同封されている場合は、資格を喪失されるまでの保険料のため、納付期限までの納付をお願いします。

#### 例：令和8年4月30日に死亡した場合の保険料

→保険料は、令和8年4月の計1か月分がかかります（月割りの計算です）。

- ※ 資格を喪失された方のなかには、今回の通知でその情報を反映できていない場合があります。その場合、来月以降に再計算した通知を送付いたします。納付書が4枚以上同封されている方は、次の通知が届くまでの期間は納付をお願いいたします。

### 口座振替をご希望の方について

下記のいずれかの方法によりご申請ください。



Web申請はこちら

#### 1. web 口座振替受付サービス (インターネット)

- 方法①：左記二次元コードからお入りください。
- 方法②：以下の文京区HPより、ご申請ください。

URL：https://www.city.bunkyo.lg.jp/b004/p006759.html

#### 2. 口座振替依頼書 (書類)

納付書が8枚以上の方には、「口座振替依頼書」を同封していますので、必要事項をご記入の上、金融機関へご提出ください。

- ※ 口座振替開始まで約2か月かかります。開始までの保険料は同封の納付書で納付してください。
- ※ 東京都後期高齢者医療広域連合が保険者となるため、文京区国民健康保険の口座情報を引き継ぎません。
- ※ 口座振替の申請は任意です。必ずしもご申請いただく必要はございません。

### お問い合わせ先

制度及び保険料賦課に関すること：東京都後期高齢者医療広域連合 電話 0570-086-519  
 子ども・子育て支援金制度に係ること：こども家庭庁コールセンター 電話 0120-303-272  
 保険料の納付等に関すること：文京区 国保年金課 高齢者保険料係 電話 050-1725-5006 (自動応答)

# 決定通知書 兼 納入通知書の見方

112-8555  
東京都文京区春日1丁目16番21号  
文京 太郎 様

通知書番号 : 0123456701  
発行年月日 : 令和8年7月14日

通知対象者の方です。  
送付先のある方は、(〇〇様分)  
と印字されています。

東京都後期高齢者医療広域連合長 印

## 令和8年度 後期高齢者医療保険料額 決定通知書

令和8年度分の後期高齢者医療保険料額を次のとおり決定しましたので通知します。 **問い合わせの際に、お伝えください。**

被保険者氏名	文京 太郎 様	被保険者番号	01234567
性別	男	生年月日	昭和 年 月 日
住所	東京都文京区春日一丁目16番21号		
決定年月日	令和 年 月 日	保険料額	15,200円
決定(変更)理由	後期高齢者医療保険料を決定しました。		

※保険料額は、東京都後期高齢者医療広域連合内で均一です。このため東京都内で転居された方は原則として複数の市区町村に納付していただきます。

保険料計算の内訳(算出方法は裏面をご覧ください)

区分	①保険料計算のもととなる所得	②所得割率	③所得割額 ①×②(12か月分)	④均等割額 (12か月分)	⑤算出額 (③+④)	⑥限度額を超える額	
決定	医療分	0円	9.88	0円	53,300円	53,300円	0円
	子ども分	0円	0.26	0円	2,100円	2,100円	0円
*	医療分	*	*	*	*	*	*
	子ども分	*	*	*	*	*	*

区分	⑦所得割軽減額 (12か月分)	均等割軽減割合	⑧均等割軽減額 (12か月分)	⑨年間保険料額 (⑤-⑥-⑦-⑧)	月数	⑩月割減額	⑮保険料額 ※(⑨+⑬-⑩-⑭)	
決定	医療分	0円	7割	38,376円	14,924円	12	0円	14,900円
	子ども分	0円	7割	910円	390円	12	0円	300円
*	医療分	*	*	*	*	*	*	*
	子ども分	*	*	*	*	*	*	*

※100円未満切捨て

後期高齢者医療制度加入日の前日まで会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)の被扶養者だった方は加入月から2年を経過する月までの間、下の表に表示される金額が本年度分の保険料算定に含まれます。

区分	⑪均等割額 (12か月分)	均等割軽減割合	⑫均等割軽減額 (12か月分)	⑬年間保険料額 (⑪-⑫)	月数	⑭月割減額
決定	医療分					
	子ども分					
*	医療分	*	*	*	*	*
	子ども分	*	*	*	*	*

被扶養者軽減に該当している方のみ印字されます。

## 令和8年度 後期高齢者医療保険料 納入通知書 兼 特別徴収開始通知書

特別徴収(年金引き落とし)の対象となる年金の内容が印字されています。年金の内容に関するご質問は、国民年金・厚生年金の方は、日本年金機構へ、共済年金の方は、該当する年金保険者へお問い合わせください。

文京区長 印

令和8年度分の後期高齢者医療保険料額を次のとおり徴収することに決定しましたので通知します。

被保険者氏名	文京 太郎 様	被保険者番号	01234567
納付方法	普通徴収(納付書)と特別徴収(年金)	決定(変更)理由	後期高齢者医療保険料を決定しました。
特別徴収義務者	厚生労働大臣	徴収決定年月日	令和8年7月1日
特別徴収対象年金	老齢基礎年金	文京区に納付する保険料額	15,200円
特別徴収年金給付額	〇〇〇〇〇円	普通徴収分口座情報	金融機関名:〇〇〇〇銀行 支店名:〇〇〇〇支店 口座名義人:ブンキョウ タロウ 口座種別:普通 口座番号:123****

文京区に納付する保険料額です。

振替口座の登録がある場合は、登録口座が印字されています。  
特別徴収(年金引き落とし)の方でも、振替口座の登録がある場合は印字されています。

### 【期別保険料額】

期別・(月)	決定		*		納期限
	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	
(4月)			*	*	
(5月)			*	*	
(6月)			*	*	
1期(7月)	2,700		*	*	令和8年7月31日
2期(8月)	2,500		*	*	令和8年8月31日
3期(9月)	2,500		*	*	令和8年9月30日
4期(10月)		2,500	*	*	
5期(11月)		2,500	*	*	
6期(12月)		2,500	*	*	
7期(1月)			*	*	
8期(2月)		2,500	*	*	
9期(3月)			*	*	
合計額	7,700	7,500	*	*	

各月ごとに納める保険料の金額が印字されます。納付方法により、納付の回数は異なります。